

佐水企監第3号

令和4年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和5年5月17日

佐賀東部水道企業団

監査委員 力久 剛

監査委員 酒井英良

令和4年度佐賀東部水道企業団定期監査結果報告書

1. 監査の対象

令和3年12月1日から令和4年11月30日までに執行された、財務に関する事務（財務監査）、請負工事の管理事務（工事監査）及び浄水場における試薬等の管理事務（試薬等管理事務監査）

2. 監査の実施期間

令和4年10月21日（金）（工事監査（工事技術調査））

令和5年2月6日（月）（試薬等管理事務監査）

令和5年1月31日（火）から令和5年2月14日（火）まで
（財務監査・工事監査）

3. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた予備調査表及び事務の執行管理に伴う関係書類並びに諸帳票類を検査するなど書面による監査を行うとともに、必要に応じ事業実施内容など運営全般も含め、関係職員から事情を聴取して審査を行った。

また、工事監査においては、外部の技術士に調査を依頼し、技術的な見地から調査報告を徴した上で、監査を実施した。

4. 監査の結果

予算の執行、契約及び財産管理等の財務事務、試薬等管理事務及び工事の管理事務について監査した結果、法令等に基づいて適正且つ合理的に執行されており、不正、不当なものは認められなかった。

なお、監査の過程において確認を要する事項については、その都度説明を受け、改善を期待される事案等については、必要に応じ関係職員へ指導及び助言を実施した。